

お知らせ

6～7月にかけては、源泉所得税・労働保険・社会保険等の事務手続きが集中します。
3ページ目に詳細を記載しておりますので、該当するお手続きのご確認をお願い致します。

2017

6月号

Vol.42

NEWS LETTER

この間、久しぶりにドラッカーの本を読み返していましたが、企業の目的を「顧客の創造」であるとし、そのために「マーケティングとイノベーション」を絶えず行い続けなければならないと書いてありました。顧客ニーズは外部環境に大きく依存しますし、その変化に対応して自社の商品・サービスのリニューアルを継続的に行う必要があるということなのですが、出来ていること、出来ていないことの整理が必要であると痛感しています。皆様はできていますか。実践事例がありましたら是非とも教えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

岡村 景明

* 国税を一時に納付できない方のために
猶予制度があります

* 7月10日期限の3つのお手続き

* Message From Staff ~SPECIAL~

松尾 圭司からのご報告

国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

3つの手続き 期限は

7 / 10
(月)

社会保険の 算定基礎って？



- ①何をする為のもの？
1年間の新しい社会保険料
を決定するもの！！
- ②いつ提出するの？
7月1日～
7月10日の間に！！
- ③どこに提出するの？
管轄の年金事務所へ！！



管轄の年金事務所から
書類が届きます

労働保険の 年度更新って？



- ①何をする為のもの？
労働保険料を確定精算し
概算の支払いをするもの！！
- ②いつ提出と納めるの？
6月1日～
7月10日の間に！！
- ③どこに提出するの？
管轄の労働局などへ！！

源泉所得税の 納期の特例納付って？



- ①何をする為のもの？
半年分まとめて
源泉所得税を納付するもの
- ②いつの分を納めるの？
1月～6月分までを！！
- ③いつまでに納付するの？
7月10日までに！！

源泉所得税の納付には
「毎月納付」と「納期の特例」
の2種類があります！！



管轄の労働局から
書類が届きます
お支払いは各金融機関で！！



～ 松尾 圭司からのご報告～

(株)ミライズ MAS 事業部の松尾です。

私事ではございますが、5月4日に入籍、13日に挙式いたしました事をご報告させていただきます。

(ニュースレターでのご報告になり大変恐縮です)

相手は7つ下の27歳、長野県飯山出身の信濃っ子、四姉妹の三女です。
出会いは長野県のリゾートホテルにて住込みでアルバイトをしていた時のバイト仲間です。
遠距離やら同棲やらで8年の交際を経て結婚に至りました。

結婚式は神戸北野のレストランウェディング形式にて、親族のみでひっそりと執り行いました。
天候には全く祝福されず、朝から式が終わるまでの間だけ天の怒りを買ったが如く強烈な雨が降っていました。
式が終わると嘘みたいにやみました。

新婚旅行は来年お休みを頂いてアメリカ旅行を計画しています。
といいつつ先日もお休みを頂き沖縄の石垣島・小浜島へ7千旅行に行ってきました。
4日のうち晴・雨・曇・曇とこちらは梅雨にしては恵まれた方かと思えます。



同棲期間も長く子供ができた訳でもないのに、新婚気分というのはあまり感じず何も変わらない日常ですが、精神的には家族ができた事に対してとても大きい変化を感じています。

また、挙式当日は頭の中で今まで出会った全ての方への感謝を改めて振り返る日になりました。

顧問先様の皆様からも多くのお祝いのお言葉やアドバイスを頂きまして本当にありがとうございます。

誰とは言えませんが、岡村所長を含め皆様のアドバイス通り「結婚は我慢」を心に刻み邁進していきたいと思えます。

今後ともより一層気持ちを引き締め、皆様のお力になれるよう努めてまいります。
またより良いアドバイス・ご指導・ご鞭撻の程も変わらぬ宜しくお願い致します。



岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

